

勧告等措置区分（南海トラフ地震津波対策）（令和4年8月1日現在）

串本港、古座西向港、浦神港、勝浦港、宇久井港

区分：「**（勧告）南海トラフ地震警戒強化**」

「**南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）**」発表時発出、発表から一週間、措置内容

- ① 在泊船舶は避難準備を行い、必要に応じて直ちに発出できる準備をすること
 - ・避難に必要な支援体制の確保に係る確認
 - ・岸壁管理者の対応の確認
 - ・荷主企業等の対応の確認
 - ・各港の地域特性を踏まえた避難方法の確認
 - ・南海トラフ地震に係る情報の入手に努めること
- ② 自主的な避難行動をとること
 - ・避難に必要な支援体制を受けられない、岸壁が使用できない、荷役作業ができない等の理由がある場合は、自主的に安全な海域に避難すること

区分：「**第一体制**」

「**津波注意報**」発表時発出、措置内容

- 1 在港船舶は、津波に関する情報を収集し、いつでも避難できる体制をとること。
- 2 海岸付近にいる者は、直ちに陸上高所等へ避難すること。

区分：「**第二体制**」

「**大津波警報・津波警報**」発表時発出、措置内容

- 1 港内在泊船舶等は、港外の安全な海域に避難すること。
港外退避ができない船舶にあつては、係留索の強化、漏油防止及び積荷の流失防止等必要な措置を講じること。
なお、港外退避、係留索強化等は時間的に余裕がある場合のみ行うこととし、津波到達まで時間的余裕がない場合、乗組員等は、速やかに陸上高所等に避難すること。
- 2 航行中の船舶は、港外の安全な海域に避難すること。
- 3 海岸付近にいる者は、直ちに陸上高所等へ避難すること。

区分：「**解除**」

「**大津波警報、津波警報、津波注意報解除**」発表時発出、措置内容

- 第一又は第二体制が解除された場合でも、被災等による岸壁等の使用の可否、水路の安全等に留意して行動すること。